

大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府認知症介護実践者等養成事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）第4条第1項に基づき、認知症介護基礎研修（以下「研修事業」という。）を実施する者（以下「研修事業者」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(指定の要件)

第2条 大阪府知事（以下「知事」という。）は、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定するものとする。

(1) 研修事業者に関する要件

- ① 研修事業者は、研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ② 研修事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- ③ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支を明らかにする書類が整備されていること。

(2) 研修事業内容に関する要件

- ① 事業実施要綱及びこの要領に定める内容に従い、研修事業を実施すること。
- ② 研修事業は、e ラーニング形式により行うこと。また、研修事業にかかるシステムは、以下の要件を満たすものとし、運用管理は全て申請者が行うものであること。
 - ア 研修受講者を特定するため、個人 ID 及びパスワードの発行等の本人確認機能を有すること。
 - イ 不正受講を防止するため、講義動画の視聴記録の管理等が行えること。
- ③ 研修カリキュラムは、「認知症証介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331007 号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「厚生労働省老健局計画課長通知」という。）の 1 エに基づき、認知症介護研究・研修センターが作成した「認知症介護基礎研修シラバス」の内容に沿ったものとし、研修教材は、認知症介護指導者の監修により申請者が独自に開発したものであること。
- ④ 講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な受講料等の額を設定して実施できること。
- ⑤ 研修事業は、府内（政令指定都市を除く。）に所在する事業所に勤務する者を広く対象とし、実施すること。

(3) 研修受講者に関する要件

- ① 研修受講者に研修内容等を明示するため、次に掲げる事項を明らかにした運営規程等を定めていること。
 - ア 研修事業の目的
 - イ 研修事業の名称
 - ウ 研修事業の対象者
 - エ 研修修了の認定方法

オ 受講手続

カ 受講料等受講に際し必要な費用の額

キ その他研修事業の実施に必要なこと

② 研修受講者に関する研修の受講等の状況を確実に把握し保存すること

③ 研修科目を全て受講した者を研修修了者とし、研修修了者に対して、事業実施要綱に定める様式第4号により、修了証書を交付すること。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。

(1) 第9条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(2) 他の都道府県知事（市町村長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(3) 知事または他の都道府県知事（市町村長を含む。）により、次の研修事業者としての指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

① 「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年8月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に基づき指定を受けた認知症介護実践研修事業者

(4) 申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」

③ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」

④ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

⑤ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

（指定の申請）

第3条 事業実施要綱第4条第1項に基づく指定を受けようとする者は、申請書（様式

- (10) 第2条第2項各号に該当しない旨の誓約書（様式第2号）、暴力団等に関する要件
確認申立書（様式第3号）及び暴力団等審査情報（様式第4号）

（指定の通知）

第4条 知事は、第2条の規定に基づき、法人の指定を行ったときは、様式第5号により通知する。

2 知事は、法人の指定を行ったとき、次の項目について公表する。

- （1）法人の名称及び所在地
- （2）指定年月日
- （3）実施する研修事業の名称

（変更の届出等）

第5条 研修事業者として指定を受けた者（以下「指定法人」という。）は、次の各号に定める事項に変更があった場合は、様式第6号により、速やかに届け出なければならない。

- （1）法人の名称
- （2）法人の所在地
- （3）代表者の氏名、住所及び職名
- （4）運営規程等
- （5）定款その他の基本約款

2 変更が前項第1号から第3号に関するものである場合は法人登記簿の履歴事項全部証明書、その他指定要件に関するものである場合は変更後の内容について示すものを添付しなければならない。

（廃止等の申出）

第6条 指定法人が研修事業を廃止又は休止しようとするときは、様式第7号により、事業年度末から起算して3ヶ月以上前に知事に申し出を行い、その承認を得なければならない。なお、原則、事業年度途中での廃止又は休止は認めないものとする。

2 知事は、前項の承認を行った場合、次の項目について公表する。

- （1）法人の名称及び所在地
- （2）廃止又は休止の年月日
- （3）廃止又は休止する研修事業の名称

3 指定法人が休止した研修事業を再開しようとするときは、様式第7号により、速やかに届け出なければならない。

（事業の範囲）

第7条 指定法人は大阪府外又は大阪府内の政令指定都市に所在する事業所に勤務する者を対象とした研修事業を実施してはならない。（ただし、他の都道府県又は政令指定都

市による指定を受けた場合はこの限りではない。)

(調査及び指導等)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、指定法人に対して、以下のことを求めることができる。

- (1) 研修事業の実施状況を調査するための報告や関係書類の提出
- (2) 指定法人の事務所及び研修実施場所等への立入検査

2 知事は、研修事業の実施状況等について適当でないと判断した場合、改善を指導し、指示し、若しくは命じることができる。

3 前項の指導等にも関わらず、改善されない場合は、研修事業の中止を命じることができる。

(指定の取消し)

第9条 知事は、指定法人が次のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項の指定要件を欠いたとき。
- (2) 第2条第2項の要件に該当したとき。
- (3) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (4) 第3条に規定する申請の内容に虚偽の事実があったとき。
- (5) 指定を受けた又は休止の申出を行った年度の末日から起算して2年間に、研修を実施していないとき。
- (6) 前条第3項の規定に基づく中止の命令に正当な理由なく従わなかったとき。
- (7) 研修事業の実施内容が、厚生労働省認知症介護実践者等養成事業実施要綱、厚生労働省通知「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」、大阪府認知症介護実践者等養成事業実施要綱もしくはこの要領の規定に違反するとき。
- (8) 指定法人としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 府は、指定法人の指定を取り消したときは、第4条第2項に準じて公表を行う。

(受講者の募集及び決定の手続)

第10条 指定法人は、次の各項の定めにより受講者を募集し決定する。

- (1) 受講者の募集は、知事の指定後、研修実施前に適切な期間をおいて公募により行う。
- (2) 指定法人は、次に掲げる各号の項目を明示して受講者を募集し、受講者の決定を行うこととする。
 - ① 日程
 - ② 研修受講対象者
 - ③ 受講料等研修に必要な費用
 - ④ 申込方法
 - ⑤ 修了条件
 - ⑥ 受講決定方法

- ⑦ eラーニングシステムにかかる内容
- ⑧ 研修実施主体
- ⑨ 申込み・問い合わせ先
- ⑩ 個人情報の取扱い
- ⑪ その他研修の内容に関する重要事項

（事業に関する報告及び修了者名簿の管理）

第 11 条 指定法人は、毎事業年度終了後の 1 ヶ月以内に、当該年度の事業実績報告書（様式第 8 号）及び収支決算書を、知事に提出しなければならない。

2 指定法人は、継続して事業を実施するにあたり、事業年度末から起算して 1 ヶ月前までに翌年度の事業計画及び収支予算を、知事に提出しなければならない。

3 指定法人は、毎事業年度終了後 1 ヶ月以内に次に掲げる事項を記載した修了者名簿を知事に提出しなければならない。

- （１）研修修了者の氏名、生年月日、所属法人の名称及び住所、並びに所属事業所の名称、住所及び事業所電話番号
- （２）修了年月日
- （３）修了証書番号（受講者 I D）

4 指定法人は、前項の修了者名簿を保存し、研修修了者から紛失等を理由とした修了証書の再発行の求めがあった場合は、修了の事実を確認の上、再発行しなければならない。

5 知事は、研修を行った指定法人が法人の解散等によって前項に規定する再発行を行えなくなったと認めるときは、当該指定法人が実施した研修の修了者からの申出により、研修を修了したことを確認する書面を交付することができる。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要領は、令和 3 年 8 月 10 日から施行する。
この要領は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。
この要領は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。ただし、施行前の日に指定を受けた研修事業者の研修教材については、なお従前の例による。

（経過措置）

第 2 条 この要領の施行の際現に改正前の大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領（以下「旧要領」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領（以下「新要領」という。）の様式により提出され

たものとみなす。

- 2 旧要領の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要領の様式により作成した書類として使用することができる。
- 3 この要領の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間における本要領第2条第2項第4号④の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。
- 4 この要領の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間における本要領第3条第1項第10号に規定する様式第3号及び同様式中別添第1中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」と読み替えるものとする。